

第一東京弁護士会への入会申込について

現行第63期司法修習生（8月25日修習終了予定者）各位

簡易書留郵便による受付

1.入会申込方法

(1) 申込受付期間

平成22年5月24日(月)到着分～6月4日(金)必着

(2) 提出書類と費用について

- ① 記入、押印済みの日弁連・一弁配布各書類をご提出ください。
- ② 8万円を下記振込先に、銀行振込にて納付してください。
(内訳：入会金5万円+日弁連登録料3万円)

振込先：三菱東京UFJ銀行 京橋支店 普通 2318426 第一東京弁護士会

※ 振込手数料は各自負担してください。

※ 銀行振込控えのコピーを振込控貼付用紙に貼り付けてください。
銀行振込の控えは、各自大切に保管ください。

- ③ 登録免許税の収入印紙6万円分（裏面②登録請求書の1枚目に貼付のこと）が必要です。
※ 6万円の収入印紙を郵便局で購入してください。

(3) 提出方法等

- ① 郵送（**簡易書留**）にてご提出ください。

※ **普通郵便不可**

※ 受理証明は発行していないため「簡易書留郵便」の控えを各自大切に保管してください。

※ 別紙チェック表で確認してから郵送すること。不備があった場合には
後日、来館の上訂正いただきますのでご注意ください。

書類提出先： 〒100-0013

**東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階
第一東京弁護士会 入会・登録係**

- ② **書類一式の郵送と併せて、データ送付のご協力をお願いします！**

登録請求書式エクセルデータ（63touroku3..xls(日弁連HPからダウンロード)
をフロッピー、CD-R、メール添付（[shinki-nyukai@ichiben.or.jp宛](mailto:shinki-nyukai@ichiben.or.jp)）
いずれかの方法でご提出ください。

※ お預かりしたフロッピー、CD-Rは後日返却させていただきます。

※ ご提出いただきますデータには個人情報が含まれております。
メール添付でお送りいただくことも可能ですが、送受信時における
トラブルについては責任を負いかねますことをご了承ください。

(4) 提出書類に不備があった場合

事前にご連絡の上、本年8月16日までの指定の日時にお越しいただきます。

※ 入会書類に押印した**印鑑**を持参のこと

各種問合せ先（平日9：30～17：00）

（登録・入会関係） 第一東京弁護士会事務局 会員課（担当：白田）

Tel：03-3595-8580 mail：shinki-nyukai@ichiben.or.jp

（会費関係） 第一東京弁護士会事務局 経理課（担当：矢島）

Tel：03-3595-8581 mail：k-yajima@ichiben.or.jp

（研修関係） 第一東京弁護士会事務局 業務推進第二課（担当：奥田）

Tel：03-3595-8582 mail：kenshu-shinki@ichiben.or.jp

2. 提出書類 ※書式は各自ダウンロードすること
(★印：日弁連HP、☆印：当会HP)

☆	① 入会申込書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介者2名の自筆の署名・捺印が必要 ・ ※紹介者は当会会員に限る
★	② 弁護士名簿登録請求書	3枚綴り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目には6万円分の収入印紙を貼付(→割印不要) ・ 2枚目にも必ず捺印 ・ 3枚目は本人控。2枚目までを提出。
★	③ 履歴書	2通 ★日弁連用1通 ★弁護士会控1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日弁連用履歴書には写真を貼付のこと ・ 最終学歴は大学(学部・学科)及び大学院卒業年月日を記入すること ・ 職歴がある場合は入社日および退社日を記入 ・ 職歴及び賞罰がない場合は、「なし」と記入 ・ 「弁護士会控」には写真の貼付不要
	④ 戸籍謄本、戸籍抄本又は氏名・本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍事項証明書のうちいずれか	2通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍地役場に申請 ・ 修習終了日前4ヶ月以内に交付されたものに限る ・ コピー不可
	⑤ 身分証明書 ([破産者・禁治産者・準禁治産者でないこと、後見登記通知を受けていないこと]の証明書)	2通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍地役場に申請 ・ 修習終了日前4ヶ月以内に交付されたものに限る ・ コピー不可
	⑥ 登記されていないことの証明書 ([成年被後見人、被保佐人とする記録がない]ことの証明書)	2通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京法務局民事行政部後見登録課に申請 ・ 申請書は日弁連HPよりダウンロードすること ・ コピー不可 ・ 修習終了日前4ヶ月以内に交付されたものに限る ・ 本籍地欄は番地・番・字等は省略することなく(「ー」等での省略も不可)戸籍謄本等の記載どおり正確に記入すること
★	⑦ 誓約及び承諾書	3枚綴り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目にも必ず捺印のこと ・ 3枚目は本人控。2枚目までを提出すること
	⑧ 写真	3葉 ・ 日弁連用1葉 ・ 一弁用2葉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦4cm×横3cm(白黒・カラーいずれでも可) ・ 無帽、無背景のもの ・ 裏面に氏名を記入のこと ・ プリンタ印刷不可 ・ 日弁連用1葉は上記③日弁連用履歴書に貼付のこと
☆	⑨ 入会金及び登録料振込控貼付用紙		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会金と登録料(8万円)の銀行振込の控えのコピーを貼付し、振込控えは各自大切に保管すること
★	⑩ 連絡先回答書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月26日までの間、確実に連絡が取れる場所を記入
★	⑪ 弁護士記章改造希望届		<ul style="list-style-type: none"> ・ 修理希望者のみ提出(主に女性対象)
☆	⑫ 新規登録弁護士雇用届出書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用弁護士の署名・捺印が必要
☆	⑬ 新規登録弁護士研修履修義務確認書		<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名・捺印のこと
★	⑭ 日弁連・法曹養成制度調査票		

3. 留意事項

(1) 必要書類記載上の留意点等

書類に不備がある場合には後日ご来館の上修正もしくは書類の取り直しが必要です。

下記および別紙記入例をご参照の上、各自修正する必要のないよう書類を作成してください。

① 氏名について

外字・旧字は便宜上、原則として常用漢字に変換されます(ただし原簿には戸籍どおり記載されます)が、日常的に外字・旧字氏名を使用したい場合はその旨申し出てください。

※ 詳細は日弁連配布の文書をご参照ください

② 使用する印鑑について

すべて**同一の印鑑**ではっきりと押印のこと。(印影が不鮮明のものは近くに再度押印すること)

※ シャチハタ、ゴム印等朱肉を使用しないものは不可

③ 記載住所について

・各書類の住所番地表記は**すべて統一**すること

【例】「千代田区霞が関1-1-3」と「1丁目1番3号」とを併用した混合記載は×

・本年9月3日現在の住所を記入のこと

④ 事務所住所・電話番号・FAX番号

・他の弁護士等と事務所を共にする場合には、**同一の事務所名称、事務所所在地(ビル名等含む)を正確に記入**すること(日弁連HP「**弁護士情報検索**」で確認すること。)

・電話番号・FAX番号は紹介者の番号と異なる場合もあるので事前に確認の上記載すること

※ あとから連絡が取れなくなる原因となりますのでご注意ください

⑤ 本籍地について

番地・番・字等は省略することなく(「-」等での省略も不可) **戸籍謄本の表記どおり正確に記入**すること。(漢数字は数字に直しても構いません。)

※ **先に**戸籍謄本等を取り寄せ、記載の本籍地をよく参照しながらその他書類を作成すること

⑥ 自宅住所

転居予定だが転居先が未定の場合は実家等の住所を記載し、後日「事項変更届」を提出の上変更すること

※ 変更手続き手数料5,000円(登録後3か月以内は手数料不要)

※ **自宅住所空欄のものや司法研修所寮を住所に記載している場合は受付できません!**

⑦ 自宅電話番号について

携帯電話での登録は不可のため記載しないこと

自宅電話番号は未登録でも受理可能のため、**携帯電話以外に電話がない場合は空欄**にしておくこと

※ **携帯電話の番号が記入されている場合はご来館の上訂正いただきます。**

(2) 弁護士記章の修理について

弁護士記章はネジ留め式になっているため、上着にバッヂ穴のない服装をされる方(主に女性の方)には使いにくいものとなっています。そこで、ブローチ式若しくはタイタック式に改造する修理を承っておりますので、希望される方は「弁護士記章改造希望届」(日弁連HPよりダウンロード)を入会申込書と同封のうえご提出下さい。

ただし、こちらは登録番号が決定してから改造修理作業にとりかかるため、お渡しできるまでしばらく(1~2か月程度)お時間がかかりますのでご了承ください。

※登録後の修理を希望される場合には手数料2,700円がかかります。

(3) その他

① 外国籍の方

上記以外の提出書類又は手続きが必要ですので、事務局までお申し出下さい。

② 企業内弁護士になる方

別途「営利業務従事届出」の提出が必要です。

※ 該当者には**登録後**に書式の送付とともにご連絡いたしますので、速やかにお手続きください。

③ 公職に就任される方

別途「公職就任届出」が必要

※ 該当者には**登録後**に書式の送付とともにご連絡いたしますので、速やかにお手続きください。

④ 弁護士法人に所属される方

別途弁護士法人から「弁護士法人の変更届出書」を提出いただきますので、弁護士法人にその旨お伝えください。

ご参考

<今後の日程について>

弁護士登録は修習終了翌日の8月26日付となります。

現在決定している今後の登録に伴う手続き進行は以下のとおりですのでご予約おきください。

月 日	時 間	行 事 名	本人出席の可否
7月20日 (火)	午後3時	常議員会 (入会について審議)	不 要
9月8日 (水)	午前10時から 午後5時まで ※ 弁護士記章・登録通知交付予定	新規登録弁護士研修 (必修) (於・弁護士会館12階当会講堂)	要
1月13日 (木)		新規登録弁護士研修 (必修) (於・弁護士会館2階「クレオ」)	要

※ 弁護士記章 (バッジ) は**ご本人へのみ**交付します。
(ご本人以外には一切交付いたしません)

※新入会員宣誓式・歓迎会の日時については追ってご連絡いたします。

<弁護士会費について>

概略は以下のとおりですが、詳しくは別に掲載されております「現行63期弁護士会費についてのご案内」をご覧ください。

①当会会費・・・・・・・・・・・・・・・・・・月額 5,000円 → ①

修習終了後3年間は、月額 5,000円

その後1年間 月額10,000円

その後1年間 月額15,000円

以 降 月額20,500円

②当会新会館特別会費・・・・・・・・・・月額 10,000円

ただし、修習終了後4年間は徴収猶予のため、それまでは0円 → ②

5年目以降月額10,000円ずつ納付いただきます。

※但し「猶予」である為、他会への登録換えや登録取消しの際には猶予分を精算する必要があります。

(ex. 当会に30ヶ月在籍した後、他会に登録換えするという場合は、
在籍月数30ヶ月×1万円=30万円を納付していただくことになります。)

猶予は4年間ですので、精算額は最大で48万円となります。

③日弁連会費・・・・・・・・・・・・・・・・・・月額 7,000円 → ③

修習終了後2年間は、月額 7,000円 3年目以降は、月額14,000円

④日弁連特別会費・・・・・・・・・・・・・・・・月額 3,800円 → ④

①+②+③+④=合計 15,800円/月額

<新規登録弁護士研修制度について> ※詳細は掲載のご案内をご覧ください

当会では、弁護士登録後1年間、「新規登録弁護士研修」の履修が会則上義務付けられています。又、その雇用弁護士には研修協力義務がありませんので、「新規登録弁護士雇用届出書」に署名押印いただいた上で、入会申込書類と一緒に提出して下さい。研修制度の概要、研修内容については掲載の「新規登録弁護士研修のご案内」他のおりですので、ご一読下さい。

なお、現在以下のとおり集合研修日程が決定しております。履修義務がありますので、必ずご出席ください。

新規登録弁護士研修

9月8日 (水) 午前10時～午後4時30分 (於・弁護士会館12階当会講堂)

1月13日 (木) 午前10時～午後4時15分 (於・弁護士会館2階「クレオ」)